

岡崎中央総合公園
球技場基本使用料金表
2026.4.1～

(円)

区分			金額					
			早朝	午前	午後	全日	延長	
			6時30分～ 8時30分	9時～12時	13時～16時30分	9時～16時30分	16時30分を超える 30分につき	
スポーツ 利用の 場合	入場料金を 徴しない場合	平日	3,120	4,690	5,490	10,180	760	
		土曜日、日曜日及び祝日	3,910	5,880	6,850	12,730	960	
	入場料金を 徴する場合	営利を目的 としないとき	平日	14,130	21,190	24,750	45,940	3,520
			土曜日、日曜日 及び祝日	17,670	26,500	30,910	57,410	4,410
		営利を目的 とするとき	平日	42,420	63,630	74,250	137,880	10,590
			土曜日、日曜日 及び祝日	53,020	79,530	92,790	172,320	13,240
	その 他の 場合	入場料金を 徴しない場合	平日	6,240	9,380	10,980	20,360	1,520
			土曜日、日曜日及び祝日	7,820	11,760	13,700	25,460	1,920
入場料金を徴する 場合		営利を目的 としないとき	平日	28,080	42,210	49,410	91,620	6,840
			土曜日、日曜日 及び祝日	35,190	52,920	61,650	114,570	8,640
		営利を目的 とするとき	平日	84,240	126,630	148,230	274,860	20,520
			土曜日、日曜日 及び祝日	105,570	158,760	184,950	343,710	25,920

備考 1 この表中「入場料金」とは、入場料金及び入場料に類するものをいう。
2 この表中「祝日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
3 「早朝」、「午前」又は「全日」の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては、「早朝」及び「午前」又は「早朝」及び「全日」のそれぞれの利用時間の区分の間を引き続き利用できるものとする。

※ 使用料は、基本使用料及び附属設備使用料とし、その額は、上記及び下記に掲げるとおりとする。
ただし、次の各号に該当する場合における基本使用料の額は、当該各号に掲げるとおりとする。
(1) 準備又は撤去のためスポーツ施設を利用する場合、上記に掲げる基本使用料の0.3倍に相当する額。
(2) 市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない法人がスポーツ施設を利用する場合、上記に掲げる基本使用料の1.5倍に相当する額

球技場附属設備使用料金表

(円)

区分		金額
放送設備	一式	1,570
テント	1張	460
机	1個	70
椅子	1脚	30
ソフトボール器具	1面	460
野球器具	1面	460
電源	1kw	300
手動式得点揭示器	1個	70

備考 1 この表における附属設備使用料の額は、球技場基本使用料金表の金額欄に掲げる「早朝」、「午前」又は「午後」のそれぞれの単位による額とする。
2 「早朝」、「午前」又は「午後」の単位を合わせて利用する場合にあっては、「早朝」及び「午前」又は「午前」及び「午後」のそれぞれの単位の間を引き続き利用できるものとする。